

別紙

平成12年7月3日付課消2-17ほか5課共同「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="190 331 1061 360">「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p data-bbox="136 395 1115 453">標題のことについては、下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p data-bbox="152 488 224 517">(趣旨)</p> <p data-bbox="136 518 1115 576">消費税及び地方消費税の更正等を行う場合並びにこれらの税について過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を課する場合の取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p data-bbox="613 611 642 639">記</p> <p data-bbox="136 675 642 734">第1 消費税及び地方消費税の更正等の取扱い (省略)</p> <p data-bbox="136 769 642 860">第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い I 共通 (地方消費税の加算税の賦課決定)</p> <p data-bbox="165 863 318 892">1 (省略)</p> <p data-bbox="181 927 752 956">(消費税及び地方消費税に係る加算税の具体的な計算)</p> <p data-bbox="165 959 318 987">2 (省略)</p> <p data-bbox="181 1023 562 1051">(累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p data-bbox="165 1054 1115 1173">3 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第66条第4項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p data-bbox="152 1208 607 1236">(過少申告加算税の加重額を計算する場合)</p> <p data-bbox="165 1240 318 1268">4 (省略)</p> <p data-bbox="152 1303 891 1332">(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p data-bbox="165 1335 318 1364">5 (省略)</p> <p data-bbox="136 1399 450 1458">II 過少申告加算税の取扱い (省略)</p>	<p data-bbox="1182 331 2054 360">「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」（事務運営指針）</p> <p data-bbox="1128 395 2107 453">標題のことについては、下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p data-bbox="1144 488 1216 517">(趣旨)</p> <p data-bbox="1128 518 2107 576">消費税及び地方消費税の更正等を行う場合並びにこれらの税について過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税を課する場合の取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p data-bbox="1599 611 1628 639">記</p> <p data-bbox="1128 675 1635 734">第1 消費税及び地方消費税の更正等の取扱い (同左)</p> <p data-bbox="1128 769 1635 860">第2 消費税及び地方消費税の加算税の取扱い I 共通 (地方消費税の加算税の賦課決定)</p> <p data-bbox="1158 863 1310 892">1 (同左)</p> <p data-bbox="1144 927 1715 956">(消費税及び地方消費税に係る加算税の具体的な計算)</p> <p data-bbox="1158 959 1310 987">2 (同左)</p> <p data-bbox="1144 1023 1525 1051">(累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p data-bbox="1158 1054 2107 1173">3 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、<u>同条第5項</u>の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第66条第3項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第6項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p data-bbox="1144 1208 1599 1236">(過少申告加算税の加重額を計算する場合)</p> <p data-bbox="1158 1240 1310 1268">4 (同左)</p> <p data-bbox="1144 1303 1883 1332">(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p data-bbox="1158 1335 1310 1364">5 (同左)</p> <p data-bbox="1128 1399 1442 1458">II 過少申告加算税の取扱い (同左)</p>

改正後	改正前
<p>Ⅲ 無申告加算税の取扱い  (通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実)  1 (省 略)</p> <p>(通則法第66条第1項、<u>第3項、第6項、第8項又は第9項の更正等予知</u>)  2 IIの1《<u>通則法第65条第1項又は第6項の更正予知</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第1項、第3項、第6項、第8項又は第9項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が、決定又は更正があるべきことを予知してされたものであるかどうかの判定について準用する。</u></p> <p>(<u>通則法第66条第3項の納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等</u>)  3 <u>通則法第66条第1項の規定に該当する場合において、IIの3に掲げるような事実があると認められるときは、同条第3項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうちに(……)納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」に該当するものとして取り扱う。</u>  (注) <u>通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」は、通則法第66条第2項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第3項の「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」に含まれないことに留意する。</u></p> <p>(<u>通則法第66条第3項の規定による無申告加算税額の計算</u>)  4 <u>通則法第66条第3項各号に掲げる税額は、通則法第118条第3項の「その計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、通則法第66条第3項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれの税額に1万円未満の端数があるとき又はこれらの税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算することに留意する。</u></p> <p>(<u>期限後申告書の提出又は決定があった場合における通則法第66条第3項の規定の適用に関する留意事項</u>)  5 <u>通則法第66条第1項第1号に該当する場合には、期限後申告又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)は存在しないのであるから、その場合には、同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第3項の「申告、更正又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</u></p> <p>(<u>通則法第66条第5項の加重措置の適用に関する留意事項</u>)  6 IIの2《<u>通則法第65条第4項の加重措置の適用に関する留意事項</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第5項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>Ⅲ 無申告加算税の取扱い  (通則法第66条第1項の正当な理由があると認められる事実)  1 (同 左)</p> <p>(通則法第66条第1項、<u>第7項又は第8項の更正等予知</u>)  2 IIの1《<u>通則法第65条第1項又は第6項の更正予知</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第1項、第7項又は第8項の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が、決定又は更正があるべきことを予知してされたものであるかどうかの判定について準用する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>通則法第66条第4項の加重措置の適用に関する留意事項</u>)  3 IIの2《<u>通則法第65条第4項の加重措置の適用に関する留意事項</u>》の取扱いは、<u>通則法第66条第4項の規定の適用について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>7 通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、無申告加算税等(通則法第66条第6項第1号に規定する無申告加算税等をいう。以下7において同じ。)を課されたことがある場合に該当せず、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等(通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下7において同じ。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</p> <p>(2) 被合併法人の各課税期間の消費税及び地方消費税について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には、これらの無申告加算税等又は特定無申告加算税等が合併法人の行為に基因すると認められるときに限り、当該合併法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがあり、若しくは特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 無申告加算税等又は特定無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合であっても、分割承継法人について、無申告加算税等を課されたことがある場合又は特定無申告加算税等を課されたことがある場合には該当せず、分割前の期間が含まれる分割法人の各課税期間の消費税及び地方消費税について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合であっても、分割承継法人について特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合には該当しない。</p> <p>(3) 通則法第66条第6項第2号の「課税期間の初日の属する年」の前年中又は前々年中に開始した各課税期間が1年未満のものがある場合には、同項(同号に係る部分に限る。)の規定は、当該前年中に課税期間が開始した消費税及び地方消費税のうちのいずれか及び当該前々年中に開始した課税期間の消費税及び地方消費税のうちのいずれかについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当するときに適用されるものであり、当該前年中及び当該前々年中に開始した各課税期間の消費税及び地方消費税の全てについて特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当することは要しない。</p> <p>(通則法第66条第8項の調査通知に関する留意事項)</p> <p>8 IIの4《通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項》の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第8項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p>9 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第9項の規定の適用があった場合において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があ</p>	<p>(新設)</p> <p>(通則法第66条第7項の調査通知に関する留意事項)</p> <p>4 IIの4《通則法第65条第6項の調査通知に関する留意事項》の取扱いは、調査通知を行う場合の通則法第66条第7項の規定の適用について準用する。</p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p>5 通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1) 申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められた場合又は同条第8項の規定の適用があった場合において、当該申告書について、更に修正申告書の提出があ</p>

改正後	改正前
<p>り、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正による増差税額については無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課する。</p> <p>(2) 通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、Ⅱの3《通則法第65条第5項第1号の正当な理由があると認められる事実》に定めるような事実とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) その課税期間について法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除されていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるためその課税期間について同項の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。</p> <p>IV 重加算税の取扱い (地方消費税に係る重加算税の賦課決定)</p> <p>1 (省略)</p> <p>(所得税等に不正事実がある場合)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(重加算税を課す消費税固有の不正事実)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(重加算税を課する場合の留意事項)</p> <p>5 (省略)</p> <p>(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>6 Ⅲの7《<u>通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項</u>》の取扱いは、通則法第68条第4項の適用について準用する。</p>	<p>り、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正による増差税額については無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課する。</p> <p>(2) 通則法第66条第6項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、Ⅱの3《通則法第65条第5項第1号の正当な理由があると認められる事実》に定めるような事実とする。</p> <p><u>(3) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第5項に規定する「無申告加算税(……)又は重加算税(……)を課されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p><u>(4) 通則法第66条第5項の規定の適用上、被合併法人の各課税期間の消費税について課された同項に規定する無申告加算税等(以下(4)において「無申告加算税等」という。)は、合併法人の行為に基因すると認められる場合に限り、当該合併法人について無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 無申告加算税等を課された一の法人について、その後分割が行われた場合には、分割承継法人(法第12条第1項に規定する新設分割子法人を含む。)は無申告加算税等を課されたことには該当しない。</u></p> <p>(5) その課税期間について法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除されていた事業者が、調査等の結果、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるためその課税期間について同項の適用を受けられなくなった場合、これに起因して生じた増差税額は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった事実について正当な理由がある場合を除き、通則法第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれる。</p> <p>IV 重加算税の取扱い (地方消費税に係る重加算税の賦課決定)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(所得税等に不正事実がある場合)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(重加算税を課す消費税固有の不正事実)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(重加算税対象税額の計算)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(重加算税を課する場合の留意事項)</p> <p>5 (同左)</p> <p>(通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>6 Ⅲの5《<u>無申告加算税を課す場合の留意事項</u>》中の(3)及び(4)の取扱いについては、<u>通則法第68条第4項の適用に当たり、同項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(法第59条の2第1項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>7 法第59条の2第1項《電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例》に規定する「隠蔽し、又は仮装」の意義については、平成10年5月28日付課法5-4ほか6課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について（法令解釈通達）」（以下「電帳法通達」という。）<u>8-4</u>に準じて、同項に規定する「電磁的記録・・・に記録された事項に関し・・・同法第68条第1項又は第2項（重加算税）の規定に該当するとき」の意義については、電帳法通達<u>8-22</u>に準じて、法第59条の2第1項の規定の適用がある場合の通則法第68条第4項の規定の適用関係については、電帳法通達<u>8-23</u>に準じて、それぞれ取り扱う。</p> <p>(電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合の意義)</p> <p>8 (省略)</p>	<p>(法第59条の2第1項の規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>7 法第59条の2第1項《電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例》に規定する「隠蔽し、又は仮装」の意義については、平成10年5月28日付課法5-4ほか6課共同「電子帳簿保存法取扱通達の制定について（法令解釈通達）」（以下「電帳法通達」という。）<u>8-3</u>に準じて、同項に規定する「電磁的記録・・・に記録された事項に関し・・・同法第68条第1項又は第2項（重加算税）の規定に該当するとき」の意義については、電帳法通達<u>8-21</u>に準じて、法第59条の2第1項の規定の適用がある場合の通則法第68条第4項の規定の適用関係については、電帳法通達<u>8-22</u>に準じて、それぞれ取り扱う。</p> <p>(電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合の意義)</p> <p>8 (同左)</p>